

1 日時・場所

平成 29 年 11 月 13 日（月） 14:00～15:10

市役所 5 階第 2 会議室

2 出席者

委員 長谷川委員、今村委員、松岡委員、金子委員、田中委員
（高津委員、池上委員は欠席）

事務局 須藤福祉部長、浅羽福祉部次長、廣末国保健康課長、塚本副主幹、西海副主幹、
阿部主任

傍聴者 なし

3 議題

- (1) 逗子市国民健康保険条例の改正並びに国民健康保険料の改定に対する市民意見募集
（パブリックコメント）の実施結果及び答申書について
- (2) 逗子市国民健康保険条例の一部改正について
- (3) その他

4 会議概要

- ・会議成立の報告
- ・資料確認

【議題 1】 逗子市国民健康保険条例の改正並びに国民健康保険料の改定に対する市民意見募集
（パブリックコメント）の実施結果及び答申書について

事務局より説明

（田中委員）パブリックコメント実施結果の資料に意見の数 4 件、意見提出人数 1 人とありますが、1 名の方が意見を 4 件出したということでしょうか。

（事務局）はい。1 名の方から 4 件の意見をいただきました。

（田中委員）要望ですけれども、答申案の付帯意見の（2）に「引き続き保険料の収納の確保に努めるとともに、医療費適正化の取り組みを行い…」との記載がありますが、これはぜひ両方について最大限努力してほしいと切に願っています。

先日、これ（逗子市健康づくり手帳）を逗子アリーナにて入手しましたが、このようなパンフレットを逗子市は配布しているのですよね。内容を見ましたら非常に良くできています。医療費適正化の取り組みというのは、市だけが行うべきものではなく、実際には被保険者が努力しないとできないことですから、市と被保険者の両者の努力をお願いしたいと思います。

（会長）田中委員に確認ですが、今の要望は答申案を変えるということでしょうか。

（田中委員）そうではありません。これはその付帯意見に記載してあることを 100%実施してほしいという要望です。

(会長) 分かりました。ありがとうございました。

(今村委員) もしかしたら今までの話で出ていたのかもしれませんが、今回の保険料率改定によって、保険料収入としてトータルでどれくらいの増加という試算をされていますか。事務局から各家庭がどれくらいの負担増になるかなどの例示はありましたが、市全体の保険料収入がどれくらい増えるかという件については示されていません。例えば平成 28 年度と平成 29 年度で比較して市民の収入が減っていないと仮定すると、平成 28 年度の市民の所得ベースで試算したら、保険料収入はいくら増加するのでしょうか。そしてその結果、収支バランスがどのようになるかについてお聞きしたいと思います。

(事務局) 実は、この条例改正によって保険料収入がいくら増加になるのかという点についてはあえて示しておりません。これまでの条例改正案の否決理由で、「被保険者の保険料負担がこれ以上増えることは容認できない」という趣旨の意見があり、この条例改正自体は保険料を増やすためではなく、あくまでも被保険者にかかる所得割、均等割、平等割の負担割合を変更するという趣旨だからです。そして、これによって何がかわるかという点、これまで所得割の割合が多いため中間所得層の負担が重い傾向にありましたが、それが少し是正されて均等割、平等割の割合が上がることとなります。しかし、均等割、平等割の割合が上がるということは低所得者の負担も大きくなるということにもなります。そのため低所得者対策として保険料の軽減措置の強化が併せて必要となりますが、これが 7 割、5 割、2 割の軽減率の導入ということになります。これは低所得者の負担を極力抑えるという趣旨の条例改正のため、これによって保険料をいくら増収しますということではありません。しかし、一般会計からの法定外繰入金の額が 1 億円下がった場合と 2 億円下がった場合の試算はしていますので、結果的に 1 億円一般会計からの繰入金が減ることになれば、その分の保険料を被保険者で負担をしていくこととなります。その法定外繰入金の金額をいくらにするのかは、保険者である逗子市が金額を決めます。

(会長) 今村委員、今の答えでよろしいですか。

(今村委員) 市民に説明して納得させるためには、法定外繰入金が 2.8 億円と 1.8 億円の場合について、保険料収入が増えた時の収支バランスの例示が不可欠だと思います。私はこの資料に目を通して理解しづらい印象を受けましたので、数字による収支バランスの説明がないと説得力に欠けると思います。

(事務局) その点についてはご指摘のとおりですが、ただ、逗子市は平成 11 年以来平成 25 年度までの間、保険料の見直しを一度も行わなかったという過去の経緯があり、当時は県内でも保険料が 1 番低いにもかかわらず、法定外繰入金は他の自治体に比べるとかなり多いという状況でした。そのような経緯があって、逗子市の被保険者は国保の保険料は安いものだという認識されている傾向があります。

(今村委員) 繰入金が多いということは、税金によって多く負担しているということですね。

(事務局) それについては、これまでも説明したうえで条例の改正をお願いしているのですが、今まで一般会計から繰り入れていたのだから従来どおりでいいのではないかという意見もあります。本来は不足部分については保険料で賄っていくものであるという説明をしていますが、なかなか受け入れてもらえないのが現実です。

一方で、今年度は市の財政状況がかなり厳しく、緊急財政対策として 11 月 11 日に市民向けの説明会も開催され、一般会計からの法定外繰入金を今後段階的に削減していくと

という方針が出されました。平成30年度は一般会計からの法定外繰入金を1億円削減するという方針が財政プログラムの中に示されたため、2.8億円と1.8億円の法定外繰入金の試算のうち2.8億円の方が現実的となってきた経緯があります。それについては、予算の確定を待たないと実際に保険料の負担がどれくらい増えるのかということは、皆さまへ示しづらいのが現状です。

(会長) 今村委員からの意見についてですが、答申書の付帯意見(1)の「条例改正内容と保険料率の決定方法との違い等」の“等”をもう少し詳しく説明したほうがいいのではないかと趣旨だと私は理解しました。事務局からの説明では“等”について色々と検討しているようですので、“等”の部分に今後議会側に説明する内容を記載することで、事務局に一任したいと思いたいと思いますがいかがでしょうか。

(今村委員) 結構です。

(事務局) 分かりました。この部分については、議会に対して具体的説明を行うにあたり、もう少し詳細を記載するという事で検討したいと思いたいます。

(会長) よろしくお願ひします。

(松岡委員) 答申書の付帯意見の(3)に「最終の保険料率については、今後、毎年5月に運営協議会を開催し諮ること。」とありますが、従来この時期に運営協議会を開催してなかったと思うのですが。あと、私が疑問に思ったのは、この保険料率の算定にあたっては、定められた公式に基づいて料率が決定するのではないかとということです。要するに、保険料率は公式に基づいて算出するものであれば、答えは1つではないでしょうか。それがこのように「運営協議会を開催し諮ること」という表現だと選択肢が複数あり、いずれかを選択するような印象を私は受けました。

もう1点ですが、これは答申書ですから会長が市長に出すものですよね。「運営協議会を開催し諮ること」だと市長に運営協議会の開催を促すように感じます。運営協議会は会長が委員に招集をかけて開催するものだと思いますので、この点についてもご説明いただきたいと思いたいます。

(事務局) まず1点目の保険料率については、松岡委員のご指摘のとおり答えは1つです。条例の中で応能・応益の割合を明記していますので、それを計算式に当てはめると保険料率が算出されます。ただ、この最終の保険料率というのは、直近のデータを基に再度算出されたものを運営協議会で諮り、そこで決定するという趣旨で記載しています。

2点目の「運営協議会を開催し諮ること」についてですが、ご指摘のとおり「を開催し」の部分削除し、「運営協議会に諮ること」の方が分かりやすいと思いたいます。趣旨としては、運営協議会にきちんと諮ったうえで保険料決定し、告示するという事です。運営協議会の開催時期についてですが、これまで毎年5月には開催していませんでしたが、来年度からは5月に第1回目を開催し、その議題として保険料率の決定について諮る予定です。

(会長) ありがとうございます。松岡委員の1点目の質問にありました、公式を用いることで回答が1つであれば協議会に諮る必要があるのかという点については、一応パラメータがあつて、算出の時期だとかその確度が合っているのかという確認をするために諮るという事務局の説明でしたが、松岡委員はよろしいでしょうか。

(松岡委員) 委員の皆さまが今の事務局の説明を聞いて、確認すべきということであれば5月

開催が良いと思います。

(会長) いかがでしょうか。(結構ですという声あり) では、まず1点目については皆さまの了承を得られました。2点目については、会長である私が運営協議会を開催するということですので、この文言の「運営協議会を開催し諮ること」の部分だけを単に「運営協議会に諮ること」に直すのがいいのではないかとということですが、松岡委員はいかがでしょう。

(松岡委員) 保険料率を改定するにあたって協議会に諮りたいと市長から依頼があり、それを受けて会長が招集する、そのような流れであればよろしいと思います。

(会長) そのような流れになると思います。他に質問はありますか。では質問が終了しましたのでこの議題については今村委員、松岡委員の意見に対する修正等を事務局に一任し、それをもって皆さまの了承を得られたものとしてよろしいでしょうか。

(委員一同) 異議なし。

【議題2】 逗子市国民健康保険条例の一部改正について

事務局より説明

(田中委員) 事務局の提案には賛成です。今回この応能・応益割合を55対45に変更し、将来的には50対50への移行も視野に入れているという理解でよろしいのでしょうか。

(事務局) 平成25年度に国民健康保険料の改定を行った時に、応能・応益の割合を段階的に50対50にしていくという方針が打ち出されています。国の示す応能・応益割合は50対50となっており、後期高齢者医療制度においては既に50対50に全国で統一されています。今後、国民健康保険の都道府県化により、都道府県が主体となって財政運営していく中でその方針が踏襲されていくということが考えられますので、将来的には50対50を目指すというところではあります。ただ、現時点では国民健康保険の応能・応益割合を50対50にしている自治体はあまり多くない状況です。応能・応益割合が50対50だと低所得者の負担が大きくなるため、市町村による制度運営では難しい部分もあります。今後は都道府県化によって、神奈川県として統一の方向で進んでいくものと思われます。

(会長) 私から1点質問してもよろしいでしょうか。この議題は先ほどの答申案の諮問事項(1)の内容について、条例改正が妥当かどうかの確認をするという趣旨なのではないでしょうか。

(事務局) 保険料の改定が伴う今回の条例改正の内容について、市の条例改正の手続き上、このような表現になるということを示しているものです。

(会長) 報告みたいな形でしょうか。

(事務局) そうです、どちらかという報告に近い形です。今回答申があつて、その内容について議会には資料③のように提案をしますということを示しています。

(会長) ありがとうございます。他にいかがでしょうか。それでは質問が以上ですので、議題2の逗子市国民健康保険条例の一部改正については皆さまのご了承を得られたものとしてよろしいでしょうか。

(委員一同) 異議なし。

【議題3】 その他

(事務局) その他の議題として、事務局から2点話をしたいと思います。

まず1点目ですが、国民健康保険制度の都道府県化について、平成30年度から神奈川県が国民健康保険の保険者に加わるため、改正の内容と今後のスケジュールについて簡単に説明したいと思います。今日の配付資料の最後に「平成30年度から国民健康保険制度が変わります」という参考資料を添付していますが、これは本市ホームページにおいて、国民健康保険の都道府県化の概要として掲載しているものです。平成27年5月に「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、平成30年度から都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体になることにより、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担うことで制度の安定化を目指すという趣旨です。

まず、運営の在り方について、1つ目は、平成30年度から神奈川県が県内の市町村とともに保険者となって国保の運営を担う形になります。2つ目は、県が財政運営の責任主体となり、これによって制度の安定化を目指すというものです。3つ目は、県が今年9月に国民健康保険の運営方針を作成し、この中で市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化の推進が示されます。

次に神奈川県の子な役割ですが、財政運営の責任主体になります。具体的には、県内市町村の国保事業費納付金の決定をし、財政安定化のための基金の設置と運営を行います。また、資格管理として、作成した国保運営方針に基づいて事務の効率化や標準化、広域化を推進していきます。保険料の決定については、市町村ごとの標準保険料率を算定して公表します。保険給付については、各市町村の保険給付に必要な費用を県が全額市町村に対して交付します。また、市町村が行った保険給付の点検、市町村で行う保健事業に対して、県が必要な助言や支援を行います。

市町村の子な役割については、これまで保険料として納付されたものやその他補助金として入っていた収入の大部分を国保事業費納付金として神奈川県に納付する形になります。被保険者証の発行や保険料率の決定は従来どおり市町村で行います。ただし、県から市町村ごとの標準保険料率は示されますので、それを参考としながら最終的に市町村が保険料率を決定します。賦課・徴収や保険給付の決定についても従来どおりです。保健事業についても、各保険者である市町村がきめ細かい保健事業を実施します。

今後の国保財政の流れとしては、神奈川県が医療給付費等の見込みを立て、市町村ごとの国保事業費納付金の額を決定し、各市町村に通知します。また、市町村ごとの標準保険料率を算定し公表します。市町村では県の示す標準保険料率等を参考に、それぞれの保険料の算定方式や予定収納率に基づいて、保険料率を定め、保険料を賦課・徴収し、県に納付金として納めます。このように県が保険者に加わることで、新たな県の役割が生じるとともに、市町村の役割も少し変わる部分があります。

参考資料の2枚目として、今後の国や都道府県、市町村のスケジュールを添付しました。今後ですが、平成30年度の5月に保険料率について運営協議会へ諮り、決定をしていきます。それは直近の保険料率を決定していくということです。このページの右下部分に予算審議、条例改正という流れがありますが、本市の場合、国民健康保険税ではなく国民健康保険料ですので、保険料率については条例に明記されていません。応能・応

益割合は条例に明記されていますが、保険料率自体は明記されていないため、5月の運営協議会において保険料率について諮ったうえで告示し保険料率を定めます。このことから保険料率の決定にあたっては運営協議会に諮るという流れを新たに加えていきたいと考えています。制度改正の概要については以上です。

続きまして2点目ですが、次回の第3回運営協議会は平成30年2月頃の開催予定です。具体的な日程については、また改めて事務局から日程調整の連絡をしますのでよろしくお願いいたします。次回の議題については、1つ目が先ほど答申された国民健康保険料の条例改正に関して、12月の議会に示した結果と改正の内容について改めて報告をしたいと思います。2つ目の議題は、平成30年度国民健康保険事業特別会計の予算案についてです。これは平成30年度から国民健康保険制度が変わり、県に納付金として保険料等を支払う形になるため、歳入・歳出の科目がこれまでと少し変わります。それについて、都道府県化の状況も含めて内容説明したいと思います。3つ目の議題は、今年度の国民健康保険事業特別会計の補正予算についてです。2月時点で今年度にどのような補正予算が計上され、2月議会の補正予算でどのようなものが計上される予定だという、平成29年度中の予算の動きについて説明したいと思います。

(会長)今の事務局からの説明に対して質問、意見等ありましたらお願いします。

(田中委員)平成30年度からの国保制度改正について質問が2点あります。

1点目ですが、都道府県が保険者に加わっても被保険者証等は特に変更はないという理解でよろしいでしょうか。あと、運営協議会については、都道府県単位で新たに設置されると聞いていますが、逗子市の運営協議会はこれまでどおりということでしょうか。

2点目ですが、この制度改正は都道府県内における市町村間の健康保険料格差の是正という趣旨がありますので、例えば逗子市の場合、神奈川県標準的な保険料率に比べて上げる必要があるのか、または下げる必要があるのか。また、神奈川県自体が全国47都道府県の中でどのような位置づけにあるのか、イメージだけでも教えていただければと思います。

(事務局)まず1点目の質問に対してですが、本運営協議会については位置づけや内容等に変更なく、これまでどおり開催する予定です。ただ、先ほど田中委員からご指摘があったとおり、平成30年度から神奈川県において運営協議会が新たに設置されます。その県の運営協議会に市町村の市民委員が出席することになっており、湘南地区や県央地区等の単位で、順番で割り当て制となる予定です。今後、逗子市の運営協議会の市民委員にも順番が回ってくる可能性はあります。ただ、逗子市の運営協議会で行っている審議等はこれまでどおりですのでよろしくお願い致します。

2点目の質問についてですが、ご指摘のとおり神奈川県内で今後は保険料についても統一していきたいという考えがあると思います。それは国民健康保険制度の安定化という意味では必要なことだと思います。現在、逗子市は1人あたりの保険料では県内33市町村において、ちょうど中間ぐらいの位置づけです。保険料について神奈川県からいくりにすべきという指示は当面ないと思いますが、県内でも保険料額や賦課の仕方について、例えば横浜市と他の市町村を比較した場合にかなり異なるため、統一化を目指すとしても相当の段階を踏まないと難しいところがあります。神奈川県が日本の中でどのよ

うな位置づけになるのかは把握できていませんが、少なくとも県内では応能・応益割合を 65 対 35 としているのは逗子市だけです。他の自治体は 50 対 50 から 60 対 40 までの範囲ですが、今のところ 55 対 45 の割合を採用している市町村が 1 番多いというのが現状です。また、保険料軽減割合について、6 割・4 割を採用しているのも逗子市のみで、他の市町村は 7 割・5 割・2 割を採用しています。このような現状から、やはり都道府県化に向けて他の自治体とのバランスをとる意味でも今回の条例改正は必要だと思います。

(事務局) 神奈川県は他の都道府県に比べて一般会計からの繰り入れが非常に多い特徴があります。さらに逗子市は神奈川県の中でも一般会計からの繰り入れの割合が特に多いため、それについては少しずつ是正していく必要があると思います。

(田中委員) 保険料の負担水準と 1 人あたりの医療費は必ずしも連動するものではありませんが、一般的に国内では西高東低の傾向があると言われています。特に医療費について、関西は比較的医師や医療機関の数が多いため、保険料の負担水準も高いのかもしれませんが。

(会長) 私から 1 点質問があります。参考資料の 2 枚目に 12 月末に平成 29 年度確定係数の提示があり、それによって納付金等が確定するという記載がありますが、現時点でおおよその予想はついているのですか。

(事務局) 現時点では神奈川県から仮係数による納付金の試算が示されております。ただ、仮係数による試算と本係数による試算ではどれくらいの差異があるのかが示されていないため、現時点からどう変わるのかは分かりません。この納付金の算定にあたっては、現時点の予算を納付金制度に置き換えた場合と、平成 30 年度時点で試算した場合に、時点の違いによって納付金の額が急増する見込みがある自治体に対しては負担を軽減する激変緩和措置がとられる予定です。現時点では、逗子市は激変緩和措置の対象になる予定ですので、急に平成 30 年度から納付金によって負担が増えるということは避けられる見通しです。具体的に納付金額が示され、それに対して激変緩和措置がいくらかなのかという本係数による計算については、1 月に県から通知される予定です。来年 3 月に市議会議員選挙が実施されるため、議会開催がスケジュール的に前倒しになる可能性があり、1 月に県から示される納付金額が当初予算に反映できるかどうかは微妙です。

(会長) ありがとうございました。他に全体を通して質問はありますでしょうか。それでは質問がないようですので、これで本日の議題は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

閉会